

西淀川区役所保健業務用車両の運行管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西淀川区役所が所管する保健業務のための車両（以下「車両」という。）の運行及び管理運用に関して、必要な事項を定めることにより、当該車両の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（車両の配置と運用）

第2条 車両（普通自動車）は、次の業務について運用し、保健福祉課（健康推進）に配置する。

- （1）保健業務に伴う職員の搬送及び資機材の運搬業務
- （2）保健主幹が特に指示した業務

2 保健主幹は、車両の運用にあたっては、車両の配置目的に照らして厳に必要な業務について運用するようにしなければならない。

（運転管理者）

第3条 車両にかかる運転管理者は保健主幹とする。

（運転従事者）

第4条 運転管理者は運転従事者を予め指定して、登録する。

2 運転従事者は、普通自動車運転免許証を交付された職員で、第7条に定める運転従事者名簿に記載されている職員とする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情により運転管理者が必要と認める場合には、運転従事者として未登録の者であっても、車両の運転資格を有する者に限り、車両を運転することができる。

（運転管理者の業務）

第5条 運転管理者は次の業務を行う。

- （1）運転従事者の指定・登録・承認・取消に関する事。
- （2）運転従事者に対する安全運転指導に関する事。
- （3）運転従事者に対する始終業点呼の実施に関する事。
- （4）交通事故の処理に関する事。
- （5）運転従事者の運転資格の調査に関する事。
- （6）車両の運行管理に関する事。
- （7）車両用鍵、車検証、運転従事者名簿（第1号様式）、未登録者運転承認申請書（第2号様式）、自動車運転日誌（第3号様式）、自動車運転月報（第4号様式）等の管理及び保管に関する事。
- （8）車両の点検及び整備に関する事。

(運転従事者の業務及び遵守事項)

第6条 運転従事者は次の業務を行う。

- (1) 日常的な車両の点検及び整備
- (2) 運行記録の作成及び運転管理者への報告
- (3) 事故時の措置及び報告

2 運転従事者は次に掲げる事項を遵守して車両の運行を行わなければならない。

- (1) 道路交通法、その他関係法令を遵守し、常に安全運転を第一に心がけ、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 交通法規違反等により免許停止又は免許取消の処分を受けた場合や、有効期限の更新、免許条件等の変更があった場合には、速やかに運転管理者に届けなければならない。

(運転従事者名簿)

第7条 運転管理者は運転従事者名簿を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 運転従事者の氏名
- (2) 運転従事者が所持する自動車運転免許証の交付年月日、有効期限、免許の条件等

(未登録者運転承認申請書)

第7条 運転管理者は第4条第3項により運転を認める場合は、未登録者運転承認申請書に基づき承認する。

(運転免許証及び飲酒の確認)

第8条 運転管理者は運転従事者が運転する前に、運転免許証の携行の有無や有効期間の確認、及び飲酒の有無をアルコール検知器により必ず確認し、それらの結果を記録しなければならない。

(日常点検及び法定定期点検)

第9条 運転従事者は、車両の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、車両の日常点検を行わなければならない。

2 運転管理者は、車両の法定定期点検を行い、点検整備記録簿に記録し、保存しなければならない。

(事故報告及び措置)

第10条 運転従事者は、車両の運行中に事故が生じた場合は、救急車の手配等被害者の救護及び警察署への連絡その他急施を要する事故処理を行わなければならない。

ない。

2 前項の措置を行った後、直ちに事故の発生した事実、状況及び行った措置等を管理者に報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、適切な車両の運行、整備及び運用に係る必要な事項は区長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 6 月 17 日から改正施行する。